

- エ. 手持機械その他固定資産の状況
- オ. 国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- カ. 経営状況
- キ. 信用状況

2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

3) 落札者が決定したときは、遅滞無く、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

なお、再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合は、入札・再入札の過程について第三者機関に報告を行い、その理由を公表し市自らが実施することとする。

6. 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項（官民競争入札の場合のみ）

(1) 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員及び官民競争入札に参加する事務を担当する部署

市では、以下のとおり本件官民競争入札を担当する部署を特定する。

①官民競争入札の実施に関する事務を担当する部署

- ・南相馬市 総務企画部 企画経営課
- ・南相馬市 総務企画部 財務課

②官民競争入札に参加する事務を担当する部署

1) 窓口関連業務に関する担当部署

- ・南相馬市 市民生活部 市民課

2) 市営住宅関連業務に関する担当部署

・南相馬市 建設部 建築住宅課

3) 納税勧奨関連業務に関する担当部署

・南相馬市 総務企画部 税務課 収納係

(2) 交換を遮断する情報の内容

交換を遮断する情報は、官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある以下の情報とする。

- ①本件官民競争入札の予定価格に関する情報
- ②民間事業者の応札状況に関する情報
- ③民間事業者の提出書類（入札書及び企画書）に関する情報
- ④その他本件官民競争入札に関係する情報であって民間事業者に公表されない情報等官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報

(3) 情報交換を遮断するための措置

市では、上記の情報の交換を遮断するため、以下の措置を講じる。

①執務場所の分離

執務場所は、上記情報の開示・漏洩を生じない場所に配置する。

②情報管理（電子媒体）

アクセス権の制限等による保全措置を講ずる。

③情報管理（紙媒体）

施錠のできる書庫その他これと同程度の情報保全を行うことができる場所へ保管し、施錠等必要な措置を行う。

また、事務を担当する職員には、本件官民競争入札実施要項の公表後、直ちに職務命令を発する（発令期間：本件官民競争入札実施要項公表の日から落札者等が決定する日までの間）。

なお、上記措置の遵守を担保するため、入札結果に影響を与え得る上記情報の交換があった場合には、民間競争入札を実施するものとする。

7. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別添資料の通り。

ここでは、コストに関する情報、各業務の実施において利用しているマニュアル類、業務フロー等の情報を全て開示する必要がある。また、書面等になっていない場合でも業務の実施に重要な事柄については整理して開示を行う必要がある。

8. 公共サービス実施民間事業者で使用させることができる公有財産に関する事項

民間事業者は、上記「7.」に掲げる施設及び設備については、受託事業者に無償で使用させる。ただし、提案に基づき施設等のレイアウト変更、改修・改造して業務を行う場合には、事前に市との協議と承認を得るものとする。なお、レイアウト変更、改修等に必要となる費用及び委託業務終了時の現状回復に要する費用は受託事業者の負担とする。

レイアウト変更に対する費用負担については、許容する範囲や内容について事前に整理するとともに、行政での負担のあり方について事前に整理しておく必要がある。

9. 市の職員のうち、第31条第1項に規定する対象公共サービス従事者となることを希望する者に関する事項

市は現在対象業務を実施している臨時職員、嘱託職員につき、官民競争入札の結果により当該業務の実施を民間事業者が担うこととなった場合に転籍が可能な職員の情報については、落札者として特定された民間事業者からの求めに応じて提供の協力を行う。

10. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、市長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第9条第2項第11号、第14条第2項第9号）

(1) 報告等について

①業務計画書の作成と提出

受託事業者は、委託業務を行うにあたり各年度の事業開始日まで年度毎の業務計画書を作成し、本市に提出すること。

②業務報告書の作成と提出

受託事業者は、各業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

- 1) 受託事業者は、業務日報を毎日作成し、業務期間中常時閲覧できるように保管、管理すること。
- 2) 受託事業者は、業務期間中、業務月報を、当月分につき、翌月の5日以内に本市に提出する。
- 3) 受託事業者は、各事業年度終了後毎年4月10日（但し、当該日が閉庁日の場合には直後の開庁日とする。）までに、当該事業年度に係る各業務に関する年間総括報告書を本市に提出する。

③市の検査・監督体制

受託事業者からの報告を受けるにあたり、本市の検査・監督体制は次の通りとする。

1) 窓口関連業務に関する担当部署及び監督責任者

- ・ 南相馬市 市民生活部 市民課
- ・ 市民課長

2) 市営住宅関連業務に関する担当部署

- ・ 南相馬市 建設部 建築住宅課
- ・ 建築住宅課長

3) 納税勸奨関連業務に関する担当部署

- ・ 南相馬市 総務企画部 税務課 収納係
- ・ 税務課長

(2) 市による調査への協力

市長は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、受託事業者に対し、委託業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする市の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する上で必要とする理由を受託事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

業務実施期間中、市は、受託事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために必

要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことを可能とする。

指示の具体的な方法については、契約締結時に受託事業者との協議により取り決めるものとする。

(4) 秘密の保持

受託事業者は、本業務に関して市が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受託事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、南相馬市個人情報保護条例（平成18年01月01日条例第23号）第31条、第32条、第33条、第34条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 研修

受託事業者は、委託業務を開始する前に、委託業務に従事する者に対して、委託する業務の実施に必要な研修を実施しなければならない。

市は、上記研修の実施にあたり、必要に応じて協力を行うため、あらかじめ市に対して研修の実施計画を提出し協議を行わなければならない。

② 引継ぎ

市は業務の開始にあたり必要な措置を講じるので、受託事業者は委託業務を開始するまえに、現に業務を実施している市から、業務の実施に必要な引継ぎを受けなければならない。

また、委託業務の終了に伴い受託事業者が変更となる場合は、次期受託事業者に対して必要な引継ぎをしなければならない。

③ 業務の開始及び中止

1) 受託事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に委託業務を開始しなければならない。

2) 受託事業者は、やむを得ない事由により、委託業務を中止しようとするときは、あらかじめ、市の承認を受けなければならない。

④ 公正な取扱い

受託事業者は、委託業務の実施にあたって、利用者を合理的な理由なく区別してはなら

ない。

⑤金品等の授受の禁止

受託事業者は、委託業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

⑥宣伝行為の禁止

受託事業者及び委託業務に従事する者は、委託業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

受託事業者及び委託業務に従事する者は、委託業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑦法令の遵守

受託事業者は、委託業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑧安全衛生

受託事業者は、委託業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑨記録・帳簿書類等

委託事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑩権利の譲渡

委託事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑪権利義務の帰属等

- 1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- 2) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、市の承認を受けなければならない。

⑫再委託の取扱い

- 1) 受託事業者は、委託業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- 2) 受託事業者は、委託業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・

再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法) について記載しなければならない。

- 3) 受託事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで市の承認を受けなければならない。
- 4) 受託事業者は、上記②及び③により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- 5) 再委託先は、上記の秘密の保持等、公正な取扱、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、市との契約によらない自らの業務の禁止については、再委託先は民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑬契約解除

市は、受託事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- 2) 本要項に規定する入札参加に必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- 3) 本契約に従って委託業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することが出来ないことが明らかになったとき
- 4) 上記3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- 5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- 7) 受託事業者又はその他の委託業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、委託業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- 8) 暴力団を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- 9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑭契約解除時の取扱い

- 1) 上記⑬に該当し、契約を解除した場合には、市は民間事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- 2) この場合、委託事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として市の指定する期間内に納付しなければならない。
- 3) 市は、受託事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- 4) 市は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑮契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託事業者と市が協議するものとする。

11. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、受託事業者又はその職員その他の委託業務に従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- ① 受託事業者が委託業務の実施において、受託事業者に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、受託事業者はその損害を賠償しなければならない。
- ② 市は、受託事業者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償をしたときは、受託事業者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

ただし、当該損害の発生について市の責めに帰すべき理由が認められたときは、当該市の過失割合に応じた部分を除く。

12. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

市が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況については、市が必要と認める時期に状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法

市は、受託事業者が実施した各業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする

(3) 調査項目

業務の質として設定した項目及び民間事業者の提案を反映し確定した業務の履行状況

(4) 上記調査項目に関する内容については、第三者機関に報告を行い、意見を聴くものとする。

13. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他

(1) 対象公共サービスの実施状況等の第三者機関への報告及び公表

受託事業者の実施状況については、「11.」に示す報告等を踏まえ、市において年度毎に取りまとめて第三者機関へ報告するとともに、公表することとする。官民競争入札において市が当該業務を実施する場合においても同様とする。

また、市は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に第三者機関へ報告するとともに、市が報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を第三者機関へ報告することとする。

(2) 市の監督体制

本契約に係る監督は、監督責任者と契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、上記「11.」により行うこととする。

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

①民間事業者の責務等

本委託事業に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

（※ 公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当しないときは、上記は不要。）

②会計検査について

公共サービス実施民間事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の实地の検査を受けたり、同院から直接又は市を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

市営住宅関連業務の地域住宅交付金及び公的賃貸住宅家賃対策調整補助金が対象となる。

企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

■入札参加グループの場合は、入札参加グループの一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者及び本業務担当者。

※必要に応じ追加すること。

2. 業務実績			
■本実施要項（1.）で示す業務毎に過去3年間の実績を記載すること。			
（1）窓口関連業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
（2）市営住宅関連業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
（3）納税勸奨関連業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等

3. 本業務実施の考え方

■安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記載すること。

4. 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法

■本実施要項（1.）で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載すること。業務毎に実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務毎の実施体制及び管理体制を記載すること。

5. 業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■以下の項目について、#枚以内で具体的かつ簡潔にまとめること。

1. 業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

2. 質の確保に関する提案事項

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 改善提案総括表			
<p>■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案のない業務項目については、市が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。</p>			
(1) 窓口関連業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(2) 市営住宅関連業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(3) 納税勸奨等業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		

7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案

■提案を行う各業務の1項目につき#枚以内とする。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

8. 緊急時の体制及び対応方法

■緊急時（業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

4. 他の地方公共団体への応用可能性の示唆

他の地方公共団体が今回南相馬市において検討した①窓口関連業務、②市営住宅関連業務、③納税勧奨等業務を市場化テストの対象とする場合、望ましい業務範囲のあり方、そのための留意点等を整理する。

(1) 対象業務への市場化テスト導入にあたってのポイントと留意事項

①窓口関連業務

窓口業務のワンストップ化を図っている場合、民間委託範囲と行政が実施する範囲の区分が可能な場合、受付業務や電話相談業務との一体的な切り出しが可能な場合には市場化テストの導入検討余地は高いものと思われる。

また、南相馬市のように、証明書類等の受付・交付窓口と福祉関係や年金関係部署の窓口とが別々に存在しており、十分なワンストップ化が図られていない組織の場合、窓口の一本化を図る過程でシステム等を見直し、民間への包括的な委託を検討することも重要である。

窓口関連業務への市場化テスト導入のポイントとしては、

- ・ 行政の窓口業務についての対応方針の明確化
- ・ 受付・交付を伴う業務全般の一体化の検討
- ・ 上記2項目に伴うシステムの構築・マニュアル類の整備

等を事前に整理することが望ましい。

特に、対応方針の明確化と受付・交付を伴う業務全般の一本化検討にあたっては、庁内業務を横断的に見渡せる部局がリーダーシップを発揮して実施するとともに、これらへの対応状況等のチェックには第三者機関のような外部のチェックを働かせることが公正性の確保の点から重要であると考えられる。

また、窓口関連業務について、業務量や業務の質として利用者の満足度、待ち時間等を調査しておくことが必要である。

②市営住宅関連業務

市営住宅関連業務については、指定管理者制度の導入も進められており、民活の可能性は十分に考えられる。この場合、事業者の選定過程に市場化テストのスキームを活用することで公正・透明な事業者選定が可能になるものと考えられる。また、国が実施する公共サービス改革法のスキームでは、事業実施後の評価についても規定されており、この考えを導入すること事業実施の評価やモニタリングについても一体的に整理することが可能である。

市営住宅関連業務については、包括的に業務を切り出すことで、業務の庁外での実施を可能とすることも考えられる。包括的に切り出しを検討する際、管理面では、

既に外部に委託している植栽管理業務なども業務範囲の対象とすることの合理性・効率性についても検討すべきである。このため市営住宅関連の業務に関し、督促や行政判断等で市が関与すべき業務や現状の管理監督での関与のあり方については事前に明確に整理する必要がある。

③納税勧奨等業務

納税勧奨等業務については、現状、督促、債権の回収や滞納処分における差押といった公権力の行使に係る業務の民間委託が認められていない。このため、業務範囲の設定にあたっては、民間委託による創意工夫の反映が可能な形での業務整理と、これによって行政サイドが業務改善を行い効率的な人員配置を実現することで、業務効率の向上が図られるよう工夫を行う必要がある。

今回南相馬市においても把握されたように、行政内には各種の債権が存在しており、納付を勧奨する観点からこれらを一括し、電話等による勧奨を行っていくことはその後の督促や催告に一定の効果を及ぼすものと考えられる。

また、一連の作業過程において部分的に外部委託されている業務を見直し、作業過程を通して包括的に民間に委託することにより効率的な業務実施が可能になることも考えられる。

民間事業者の参入可能性の点からは、納税勧奨等業務において行政が行うべき業務（督促、債権回収、滞納処分）に業務シフトができ、業務の効率化が図られるような規模が確保可能かどうかも重要な視点である。

以上を踏まえ、行政業務全般に対し市場化テスト導入を考える際のポイントは、以下の通り。

- 庁内での横断的部署による導入の推進
- 業務の切り出し等についての第三者的チェック体制の整備
- 対象業務に関連する前後の過程及び他部局の類似業務も含めた業務の見直しと規模の確保

南相馬市では、昨年度の調査において市場化テスト導入の検討フローを示しているところであるが、より効果的な業務選定を行う上では、当該フローに従い対象業務を選定した上で、再度上記の視点からの事業範囲設定に向けた検討を図る必要があるものと考えられる。

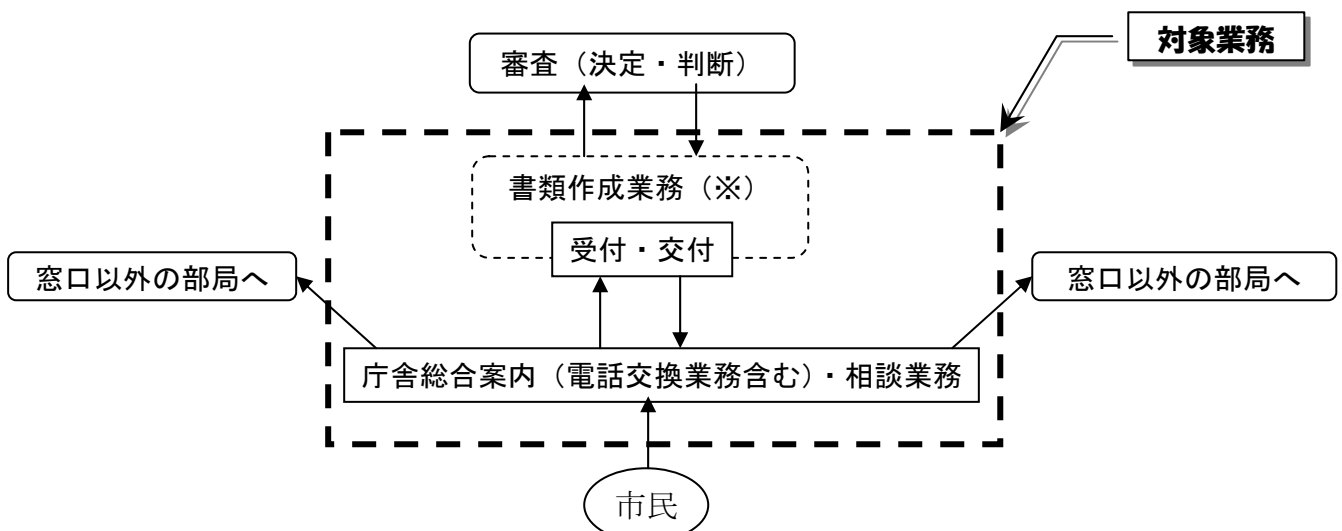
(2) 理想的な業務範囲の設定について

上記の留意事項および南相馬市での検討をもとに、各業務についての理想的な切り出し方について整理する。

①窓口関連業務

市民サービスのワンストップ化を徹底するため、受付・交付を伴う業務（窓口 24 業務の他、ライフイベントに係る手続全般）の包括化とワンストップ化、また、ワンストップ化を補完する業務として庁舎総合案内（電話交換業務含む）・相談業務までを含める。また、郵便請求等の業務についても対象とする。

図表 窓口関連業務の理想的業務範囲イメージ



※住民基本台帳ネットワーク操作を除く、戸籍調査等専門的知識を有する業務についても要検討

上記の切り出しにあたり検討が必要な事柄

- 庁内における窓口業務の整理
- 各業務のマニュアル化とシステムの見直し
- レイアウトの見直し
- 部分的な委託業務の見直し
- 窓口業務に関する満足度、平均的処理時間の測定
- 市場化テストの実施により行政が充実すべき業務の明確化、或いは組織のスリム化

②市営住宅関連業務

住宅整備を除く市営住宅管理業務のうち、督促や行政としての判断を伴わない業務全般。

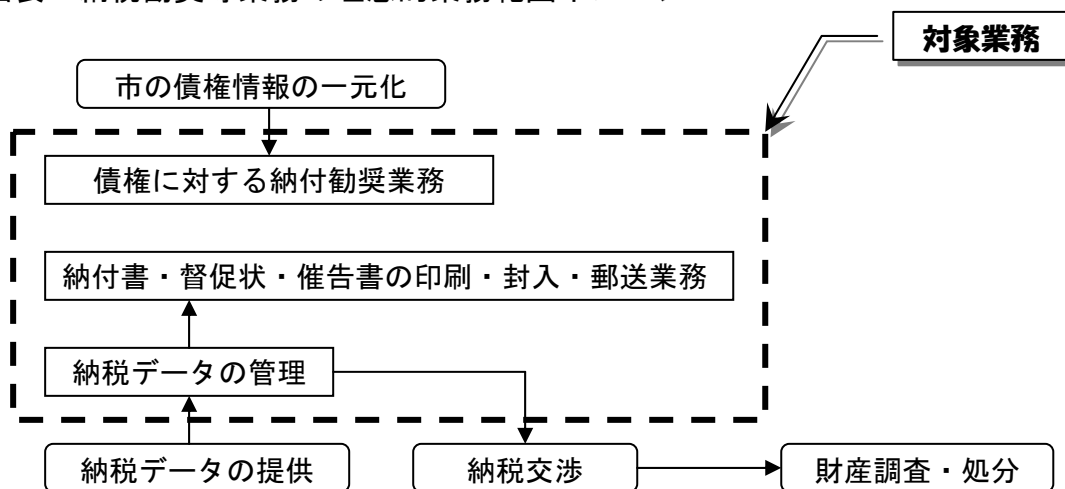
上記の切り出しにあたり検討が必要な事柄

- 民間事業者が自立的に判断可能な明確な基準の整理、行政サイドの審査（チェック）方法の整理。
- 既に行っている部分的な業務委託の見直し
- 市場化テストの実施により行政が充実すべき業務の明確化、或いは組織のスリム化

③納税勧奨等業務

一連の納税勧奨等業務のうち、公権力の行使や法律事務として行われる督促・徴収・財産調査以外の業務全般に加え、市の他の債権に対する自主的な納付を勧める勧奨業務。

図表 納税勧奨等業務の理想的業務範囲イメージ



上記の切り出しにあたり検討が必要な事柄

- 債権が存在する全庁的な業務の把握
- 既に行っている部分的な業務委託の見直し
- 印刷作業も含めた委託範囲の設定
- 市場化テストの実施により行政が充実すべき業務の明確化、或いは組織のスリム化